

生活支え合い型ヘルプサービス 重要事項説明書

本書は、あなたへの介護サービスの提供開始にあたり、「介護保険法」及び「京都市生活支え合い型ヘルプサービスの事業人員、設備及び運営基準に関する要綱」に基づき、事業者があなたに説明すべき重要事項を記載しています。

当事業所は介護保険法に基づく指定を受けています。
＜京都市指定 第26A4100622号＞

株式会社興國
ヘルパーステーション いちご
京都市山科区北花山中道町35番地3
TEL 075-585-3577
FAX 075-585-3578

生活支え合い型ヘルプサービス重要事項説明書 ＜令和8年6月1日現在＞

1. 事業者の概要についてご説明します。

事業者名称	株式会社興國		
本社所在地	京都市中京区油小路通姉小路下る宗林町98番地		
電話番号	075-254-8186	FAX番号	075-254-8187
代表者	飯島 恵美		
事業内容	指定生活支え合い型ヘルプサービス		
事業所名	ヘルパーステーション いちご	指定番号	京都市26A4100622号
所在地	京都市山科区北花山中道町35番地3		
電話番号	075-585-3577	FAX番号	075-585-3578
管理者	飯島 恵美		
開所年月日	令和6年11月1日		

2. 事業所の人員体制は以下のとおりです。

従業者の職種	勤務の形態・人数
従事者	常勤 3人、非常勤 2人
うち介護福祉士	常勤 1人、非常勤 人
うち介護職員実務者研修修了者	常勤 1人、非常勤 1人
うち介護職員初任者研修等修了者	常勤 2人、非常勤 人

3. 事業所の営業日・受付時間・サービス提供日・サービス提供時間は次のとおりです。

営業日	月曜日～金曜日 (土日祝日及び8月13日から8月16日、12月30日から1月3日までを除く。)
受付時間	午前9時00分から午後6時00分
サービス提供日	月曜日～金曜日 (土日祝日及び8月13日から8月16日、12月30日から1月3日までを除く。)
サービス提供時間	午前8時00分から午後8時00分

当事業所では、基本的には休日(土日祝日)ですが、要望がありましたら相談にのります。

4. 通常の事業実施地域

京都市山科区、伏見区、東山区

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

生活支え合い型ヘルプサービスは、訪問介護員等がご自宅を訪問し、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上のお世話をを行うサービスです。

<サービス利用料金>

サービス利用に係る利用料金は以下の通りです。サービスの利用については、通常、利用料金の9割の額(一定以上の所得のある方は8割、現役並みの所得のある方は7割)が介護保険から支給されます。

	月額(包括)の場合		
	1週間に1回訪問	1週間に2回訪問	1週間に2回超訪問
1割負担	1,056円	2,110円	3,348円
2割負担	2,112円	4,220円	6,696円
3割負担	3,168円	6,330円	10,044円
1割負担	1回ごとの場合		
	236円		

2割負担	471円
3割負担	707円

※初回加算 214円(サービス初回月にサービス提供責任者をご訪問した際)

<介護職員等処遇改善加算>

当事業所では、行政の指導に従い、優秀なスタッフの獲得および養成に資するため、職員の処遇改善に日々努めているところでありますが、これについて行政からの承認を受けた場合、介護給付費が26.6%加算(加算Ⅱ口)となり、ご利用者負担額も同割合で増額となります。なにとぞご理解のほど、お願い申し上げます。

<割増料率・割引料率>

以下の場合には、利用料金が割増となります。

通常時間外のサービス提供	夜間(午後6時～午後10時)	125/100
	早朝(午前6時～午前8時)	125/100
	深夜(午後10時～午前6時)	150/100
2名の訪問介護員によるサービス提供		2倍の料金

<交通費>

通常の事業の実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した公共交通機関の運賃等の実費をご負担いただきます。また、訪問介護員が自動車または自動二輪車・原動機付自転車を利用した場合には、通常の事業の実施地域から片道5キロメートル未満離れた場所でサービスの提供を受けた場合は1回につき100円を、片道5キロメートル以上離れた場所でサービスの提供を受けた場合は1回につき200円を、ご負担いただきます。

<その他>

☆介護報酬の改正等により介護保険からの給付額に変更があった時は、変更された額に応じて、ご利用者の自己負担額も変更となります。

6. 利用のキャンセル・変更・追加

<キャンセル・変更・追加期限>

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、生活支え合い型ヘルプサービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

<キャンセル料>

キャンセル期限までに申し出がなく、キャンセル期限以降に利用の中止を申し出された場合には、以下の表に基づくキャンセル料をいただきます(介護型ヘルプサービスを除く)。

(ただし、体調不良等やむを得ない理由がある場合にはキャンセル料は発生しません。)

利用日前日の午後6時までにご連絡あった場合	無 料
利用日前日の午後6時までにご連絡なかった場合	1支援につき800円(税込)

7. 利用料金の支払方法について

サービス利用にかかる料金・費用は、サービスを利用した月の翌月15日までに、ご請求しますので、26日までに以下のいずれかの方法にてお支払いください。

ア. 金融機関口座からの自動引落とし
京都信用金庫 西山科支店
普通預金 口座番号 0602620
口座名義 株式会社興國 代表取締役 飯島恵美

イ. 直接のお支払い

お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡しますので、保管をお願いします。
また、介護給費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡しますので、必ず保管をお願いします。

利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず、支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8. サービスの利用に関する留意事項

＜サービス提供を行う訪問介護員等＞

サービス提供時に、担当の訪問介護員等を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員等が交替してサービスを提供します。

＜訪問介護員等の交替＞

①ご利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員等が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員等の交替を申し出ることができます。

②事業者からの訪問介護員等の交替

事業者の都合により、訪問介護員等を交替することがあります。

訪問介護員等を交替する場合はご利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

＜サービス実施時の留意事項＞

①訪問介護員等の禁止行為

訪問介護員等は、ご利用者に対する生活支え合い型ヘルプサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

ア. 医療行為

イ. 介護保険制度が規定する生活支え合い型ヘルプサービス以外のサービス

ウ. ご利用者もしくはそのご家族等からの高額な金銭または高価な物品の授受

エ. ご利用者のご家族等に対するサービスの提供

オ. 飲酒及びご利用者もしくはご家族等の同意なしに行う喫煙

カ. 身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（ご利用者または第三者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

キ. ご利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他ご利用者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

②備品等の使用

生活支え合い型ヘルプサービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員等が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

＜個人情報の取り扱いについて＞

- ①当事業所では、適正なサービスの提供を図るため、ご利用者やご家族の個人情報をお聞きします。
- ②当事業所は、ご利用者及びご家族の個人情報の流出、紛失、誤用を防止するため、個人情報を厳重に管理するほか、職員及び退職者、ならびに関係者に対し、個人情報保護について教育・啓発・周知を徹底します。
- ③当事業所は、ご利用者の緊急時において医療機関等の求めに応じ、ご利用者の生活に関する情報、傷病に関する情報、ならびにご家族の連絡先等の情報を提供できるものとします。
- ④当事業所は、ご利用者に係る他の居宅サービス事業者等との連携を図るため、ご利用者及びご家族の事前の同意を得た上で、ご利用者またはご家族等の個人情報をサービス担当者会議に提出または照会できるものとします。

9. 苦情・相談の受付について

＜苦情の受付＞

- ①当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ご相談・苦情受付窓口（責任者） 飯島 恵美
- 電話番号 075-585-3577
- 受付時間 月曜日～金曜日 午前9時00分～午後6時00分

②行政機関その他苦情受付機関

京都市山科区役所 保健福祉センター 健康福祉部 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号：075-592-3290
京都市伏見区役所 保健福祉センター 健康福祉部 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号：075-611-2278
京都市伏見区役所 深草支所 保健福祉センター 健康福祉部 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号：075-642-3603
京都市伏見区役所 醍醐支所 保健福祉センター 健康福祉部 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号：075-571-6471
京都市東山区役所 保健福祉センター 健康福祉部 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号：075-561-9187
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護管理係 相談担当	受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号：075-354-9090
京都府福祉サービス運営適正委員会 （社会福祉協議会）	受付時間：月曜日～金曜日 9:00～16:30 電話番号：075-252-2152

10. サービス実施の記録について

① サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、ご利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、個別サービス計画及びサービス提供ごとの記録は、サービスが完結した日から5年間保存します。

② ご利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります。）

11. 損害賠償保険への加入

当事業者は、損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 エアロエントリー株式会社

保険名 福祉事業者総合賠償責任保険

12. 緊急時及び事故発生時における対応方法

① 緊急時等の対応方針

サービス提供中に病状の急変等があった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故等が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市及び関係市町村等に連絡を行います。

主治医	病院名及び所在地	
	氏 名	
	電話番号	
緊急時連絡先 （家族等）	氏名（続柄）	
	住 所	
	電話番号	

※サービス提供時間外の緊急時等については、ご利用者やご家族等からのご連絡を受けたなら、関係各機関との連絡・連携をはかりつつ、可能な限りすみやかな対応に努めます。

② 緊急時等の連絡先及び対応時間

☆平常の時間帯（午前9時00分から午後6時00分）：事業所電話番号075－585-3577

☆平常の時間帯以外であっても、事業所電話番号にお掛けいただければ、24時間対応いたします。

13. 第三者による評価の実施状況（有 ・ 無 ）

①実施した年月日 年 月 日

②実施した評価機関の名称

③当該結果の開示状況(有 無)

令和 年 月 日

生活支え合い型ヘルプサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 飯島 恵美

説明者職名

氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、内容について同意し、本書面を受領しました。

ご利用申込者氏名

上記の者は署名・捺印が困難なため、私が代って署名・捺印を行います。

代理人氏名

(続柄)